

公 示

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和3年11月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第78号)

九州運輸局長
令和3年11月11日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案番号	休止又は廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止の理由	備考
			起 点	終 点				
宮3廃1	廃止	宮崎交通株式会社	宮崎県宮崎市島の内7819-1先	宮崎県宮崎市塩路2496先	1.90	R4.4.1	収支改善のため	
			宮崎県宮崎市島の内9766-8先	宮崎県宮崎市浮之城103-1先	6.80			
			宮崎県宮崎市芳士2564-1先	宮崎県宮崎市芳士623-1先	1.50			
			宮崎県宮崎市村角町133-2先	宮崎県宮崎市村角町133-1先	0.10			
			宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2599-1先	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂8-1先	1.90			
			宮崎県宮崎市大工1丁目3-106-2先	宮崎県宮崎市大坪東2丁目20-20先	2.10			
			宮崎県宮崎市恒久1丁目2-20先	宮崎県宮崎市恒久南2丁目1-1先	0.40			
			宮崎県宮崎市恒久南2丁目1-1先	宮崎県宮崎市恒久南4丁目5-3先	1.00			
			宮崎県宮崎市恒久南4丁目5-3先	宮崎県宮崎市高須町199-4先	1.30			